

《集団的自衛権限定的使用容認について》 日米安保関連法案

安保関連法案の審議をめぐって、今国会の参院でも混乱が続いている。問題の核心は「集団的自衛権の行使」を認めた「政府の新見解」が憲法に「違反」していると野党が問題視して混乱しているのである。原因は参考人として証言した3人の憲法学者全員が集団的自衛権の行使は憲法違反とした為である。反対論者は鬼の首でも取ったような興奮ぶりだった。

反対論の主なものは、

<民主党>

- ① 日本憲法下で違法である。
- ② 国連憲章に反する。
- ③ 日米同盟を一層危険なものにする。アメリカの戦争に巻き込まれる。すぐ戦争になる。
- ④ 徴兵制になり戦場に立たされるであろう。

<朝日新聞>

「政府の暴走」・「思うがままの武力行使」・「ナチの手口」等々、集団的自衛権行使容認に反対する記事の見出しが並ぶ。日本が自ら他国に戦争を仕掛ける…と思わせようとしている誘導の為の見出しであることは明らかである。



注) ナチの手口とは

ワイマール憲法のもと「大統領緊急令」が乱発され、ヒトラー独裁に道を開いた苦い歴史。憲法や集団的自衛権等の反対論の主な理由にされている。しかし「ほとんどの国の憲法に緊急令が盛り込まれている。緊急制度そのものに反対し、ヒトラーの手口（ナチの手口）として、あらゆる自衛権に関する法制論議に、この例を出して反対するのは、余りにも単純な主張であり、ドイツの歴史経緯を無視している。ドイツの「緊急措置権」が乱用されたのは次の理由だ。これは公共の安全と秩序を回復する為の「行政措置法」にすぎず、「緊急命令権」つまり「立法権」は含まれなかった。にも拘らず「判例」及び「政府解釈」さらに「通説」も含まれる立場にしてしまい、さらに「小党乱立」の為、議会が立法機能を果たせなくなったことも加わり、『緊急命令』が議会の立法に取って代わることとなり、大統領に増々権力が集中され、独裁的権力が大きくなり、その権力を利用して政権を掌握したのがヒトラーである。

しかしこれは憲法を逸脱し、緊急措置法が乱用された結果に過ぎず、「緊急権制度」そのものに原因がある訳ではない。西ドイツの失敗例を持ち出し、ほとんどの国の憲法に盛り込まれた緊急制度そのものに反対するのは、余りにも単純な主張と言える。緊急制度そのものには罪はない。その後ドイツは周到な緊急権を定めている。

<日本共産党>

日本共産党の機関紙「赤旗」の見出しは「日本を戦争する国作りの為の法案」・・・日本が如何にも戦争を始めるかの様な暗示が滲み出ている反対論である。



日本共産党のポスター

注) 戦争する国にする

この平和の恩恵を享受し繁栄してきた日本で戦争をしたい政治家が居るとは

到底考えられない。そもそも今戦争をすることにどんな利点や意義があるというのか？ 法案賛否にしたところで、本来は平和を守る為の方法論の違い、政策が有効か否かの考え方の相違であるはず。法案賛成派が反対派より好戦的などとどうして言えようか。にも拘らず自分と意見の異なる人を根拠もなく、「悪とみなし、頭の中で勝手に悪い人がいると仮想し、相手を偏見に基づいて断罪する左派の人達の人間性、精神性を疑うのが常人の思いであろう。

これらの反対論の最大の焦点が「日本を守るはずの自衛隊の手足を縛る歯止めの議論」に誘導され、日本という国や国民というのは、それ程危険で自制の効かぬ国民性をもった国なのか？ と訝（いぶか）ってしまうように歪んだ思いを植え付けようとしている。私が彼らの思想に疑問視するのは、祖国は誰が守るのか？ どの国にでもある、国民として、一人一人が国を守る義務をどの様に考えているのか・・・である。

安保法案をめぐる国会の攻防は戦後3度目の大激戦だ。最初は、昭和35年（1960年）自然承認された旧安保条約で、「アメリカには日本を守る義務」は明記されていないものだった。

注) マッカーサー2世

旧安保条約は日本の防衛義務がない上に、日本国内の内乱に出動できる条項もあった。GHQ最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥の父アーサー・マッカーサー・ジュニアは日露戦争の観戦武官として満州に赴き在日米大使館の駐在武官を務めた。兄のアーサー・マッカーサー3世は海軍軍人、その息子（ダグラス・マッカーサーの甥）であるダグラス・マッカーサー2世は駐日大使として、旧日米安全保障条約の改定をアイゼンハワー大統領に進言している。マッカーサー一家には「米国の未来はアジアにある」という考えが伝統としてある。

岸内閣時、駐日米大使。群馬県の米軍相馬ヶ原演習場で米軍が主婦を射殺した「ジェラード事件」の対応を通じて、モスクワと北京が日本の中立と最終的な乗っ取りの目標の為、反米・反基地闘争をあおり、「日本の中立化」を名目に日米同盟を弱体化させようと企てている事＝（対日工作の責任者として、ソ連共産党中央委員会国際副部長イワン・コワレンコは日本国内に民主統一戦線を作る為、浅沼稻次郎、石橋政嗣、土井たか子の歴代社会党委員長と共に仕事をし、又メディア工作も自ら手掛け朝日新聞幹部らと深い関係を築いた・・・・・・と赤裸々に明らかにしている）を知り、安保改定の必要性を痛感し、岸首相と秘密裏の会談を重ね、新安保条約の青写真を策定する一方、改定に難色を示すダレス國務長官

らを説得し、改定の道筋をつけた。

次に、岸首相が命を懸けた昭和45年（1970年）安保の「相互協力及び安全保障条約」に改訂され、日本の望み通り、アメリカの集団的自衛権行使による日本を守る条約が結ばれた。この時の反対派の運動は激しかった。日本は米国の世界戦略の危険な道具の手先になるとして、危機感を募らせた抗議の群衆が東京の街頭や岸首相宅それに各大学を埋め尽くし死者まで出た。しかし岸首相は己の政治生命を懸け、屈する事はなかった。この時も、現在と同じ様に進歩的知識人の発言が何故か重視され反対派の理論の中心となったが、現実には**進歩的知識人**や左翼反対派の主張通りの事態は起こらなかった。いつもの事ながら、彼らの責任は取られていない。



過激派に占拠された東大安田講堂

米国は昭和45年以降も、ベトナムやその他で戦争に従事したが、日本はこれらの戦争が、日本の安全を脅かす者ではなかった為、関与しなかった。彼らの反対論は正当性を欠くものであった。即ち、**アメリカの戦争に巻き込まれる事も徴兵制度もなかった**のである。故に反対論③・④は否定される。

<集団的自衛権とは何か？ 最大の狙いは抑止効果！！>

国家の自衛権には「個別的自衛権」と「集団的自衛権」があり、全ての国連加盟国に認められている。集団的自衛権は国際法上の権利であって、国連憲章51条及びサンフランシスコ平和条約5条cは、我が国に対し「無条件」でこの「権利」を認めた。国際法から見て、嘗て法制局の解釈見解である「集団的自衛権は

保持するが行使できない」などといった解釈の生じる余地はないのである。何故ならそこに、自衛には切れ目が生じ、国を守れないからである。その為に集団的自衛権の行使が必要となる。集団的自衛権とは、ひと言でいえば「同盟国のいずれか一ヶ国に対する武力攻撃がなされた時、同盟国全体に対する攻撃とみなし、それが直接我が国に向けられなくても、我が国の平和と安全を害するものとして、兵力の使用を含め、共同で対抗処置を取り、防衛する権利を基本とする」と言える。

直接自国が攻撃された時に使用されるのが個別的自衛権、これに対し他国に攻撃がなされた時に共同して対処する権利が集団的自衛権なのである。この両権利は不可分一体で、別々のものではないのが世界共通認識である。個人で言えば「正当防衛」に相当する。友人と歩いていて、突然友人が暴漢から襲われたら、自分に対する攻撃でなくても、反撃して友達を助けることができるのと同じである。

集団的自衛権の最大の狙いは抑止力である。アジア諸国を見る時、支那の傍若無人の武力による現状変更は、一国のみでは防げない、故にこの権利の行使の必要性、重要性はご理解頂けると思う。それ故、現政府は何十年もの集団的自衛権の見解に対し「**新見解**」を国会に提出した。憲法9条にはどこを見ても集団的自衛権の「**保持**」は勿論「**行使**」も禁止していない。故に国際法上、すべての国家に認められた「**国有の権利**」（国連憲章51条）集団的自衛権を行使するのは当然なのである。



中国が一方的に浚渫している南沙諸島の人工島

また砂川事件で、最高裁判判決では自衛権について憲法9条は「我が国が主権国としてもつ固有の自衛権」を「何ら否定」していない。「我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うする為に必要な自衛の為の措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならない」…と。

注) 砂川事件

立川米軍基地の拡張をめぐる裁判。自国の存立の為に必要な自衛措置は認められる条約と憲法ではどちらに優先されるかの論争

国際法と憲法、さらに最高裁判例に照らして疑義がない以上、政府与党は自信を持って安全保障関連法案を推進すべきなのである。日本は主権国家として集団的自衛権を行使できる事は明らかだが、9条2項が「戦力の不保持」と「交戦権の否認」を定めている以上、野党はそれに伴う制限について反論してくる事を予測して、集団的自衛権を「限定的に容認」する事になったと思われる。この新見解が「憲法9条の枠内」に留まる事は言うまでもないが、この説明力が今問われているところではある。現在の政府統一解釈は昭和56年(1981年)5月29日の「答弁書」による。

即ち「集団的自衛権を有している事は主権国家として当然であるが、憲法9条の下に於いて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛する為の必要最少限度の範囲に留まる」べきものであると解しており、「集団的自衛権を行使する事は、その範囲を超えるものであって憲法上許されない」と考えている…。しかしこの「答弁書」は昭和47年(1972年)10月14日の政府提出「資料」に依拠するが、当時は「非武装と反安保」を唱える社会党が勢力を保ち、同党の執拗な攻撃に対して、政府は防戦を余儀なくされた中での「答弁書」であり、憲法上の論理的な帰結ではなく、政治的な解決から示された文脈と言える。

故に集団的自衛権の行使は憲法解釈上の問題ではなくて、政策判断上の問題である。それ故与野党の激論となり結論が出しにくいのではなからうかと私は感じている。また行使の範囲については国会での審議が尽くされるべきであろう。日本は主権国家であり、国際法上も主権が認められているのに集団的自衛権行使はなぜ憲法上許される必要最少限度を超えるのか？ 必要最少限度とはどの程度のものを指すのか？ この様な根本的疑問に十分答えぬまま何十年も放置していた結果、そこに解釈上の切れ目のない防衛対策の欠落が生じていたのではないかと、私としては不満もある。

法制の問題点

- その1、「必要最小限度」の中に「集団的自衛権」を含めるよう、解釈の是正を促している点。
- その2、自衛官の「武器使用」を「国連行動基準」に従って「駆けつけ武器使用」等の解釈を各国並みにし、平和回復と維持を目的としている現実に沿うこと。
- その3、グレーゾーン（武力攻撃には至らない我が国への侵害行為の場合）に対し、十分な対応が出来る様現在の法体制の不備を埋める為の「切れ目のない法整備」である。具体的には、例えば邦人輸送中の米艦を守れない。海外にいる日本人を守れない、グレーゾーン事態への備えが出来ていない等に対し、それらを可能にする早急な法整備である。

早急に知恵を絞り、日本の安全の為のみを考え決定してほしい。議論は反対派が目下の脅威の分析をして反対論を述べているとは到底思えない。その思考と、態度は60年安保の学生と何ら変わらない。日本を軍事的に威嚇し、侵略を進める覇道の国々の勢力への歯止めは何故、今回の国会で語られないのか？ 日本一国でこれらの勢力と対応できるのか、国会で論じられてはいない。

日本領土と日本人の安全は「日本の要望」で現実には米国の集団的自衛権に依存しながら日本が集団的自衛権に反対する姿勢は、米国からは余りにも利己的で自己中心的・他者依存と見なされ、もし日本が集団的自衛権の禁止を理由に米国の後方支援も含めて完全に非協力、外部に立つならば日米同盟はその時点で終結するだろう。私は「日米同盟」は支那に対するのみならず、アジア各国に対する安全と抑止の「力」として頼みの綱となる重要な関係であり、平和を守る為の重要な役割を果たすと信じている。それ故集団的自衛権の行使容認は世界平和の為に絶対必要と信じる。また憲法学者が100人反対しようと、私的見解であって国家機関を拘束はしない。国家機関を拘束するのは「政府見解、国会決議そして最高裁判例などで、憲法について最終的解釈を有するのは最高裁判所である。反対派の3人の憲法学者の解釈をあたかも憲法解釈人の如く騒ぐ振舞いは三権分立の原則に違反する思い上がった反対派の態度であろう。

憲法があつて国があるわけではない、国があつて憲法がある。憲法栄えて国滅ぶの悪を、反対派は犯してはならない。一番残念なのは、安保法制論議に拉致被害者救出の話が一度も出てこないことである。切れ目のない法整備を謳い11の法案を審議しながら与野党とも一言もない。議員の真意を疑う。

最後に、八木秀次麗澤大学教授のコメントを掲載させて頂く。

憲法の規定と実際の安全保障体制との間に齟齬（そご）・矛盾があることは誰にもわかる。しかし憲法を盾にとって安保法制関連法案の非を論（あげつら）っている余裕が今のわが国にあるだろうか。中国は南シナ海の岩礁を次々に埋め立て、軍事目的で使用することを公言している。米国何するものぞという勢いであり、余波が東シナ海に及ぶ可能性は高い。

安全保障のリアリズムの考えによれば、力と力がぶつかるときに均衡が生じ、平和は訪れる。わが国が主権を維持し、中国との戦闘を避けるためには日米関係の強化が不可欠だ。それが戦争を避ける抑止力になるからだ。その為の措置が安保法制関連法案だ。

憲法との矛盾は誰にでも指摘できる。しかしわが国は生き残らなければならない。「憲法残って国滅ぶ」では困るのだ。矛盾を矛盾と知りつつ、知恵を出すのが常識ある憲法学者の役割ではないのか。世の嘲笑の対象になる事は避けなければならない。

豆知識

なぜ、集団的自衛権が国連憲章に入れられているのか。それは、アメリカ、イギリス、フランス、ロシアおよび中国の五大国が拒否権をもっている集団安全保障体制だけでは、自国の防衛を期待出来ないからである。現在の集団安全保障体制では、ある国が国連憲章に反するような行為を行えば、最終的には軍事的措置を講じることが出来るが、そのためには上記5カ国のすべてを含む安全保障理事国15カ国のうち、9カ国の賛成が必要である。特に常任理事国5カ国中、いずれか1カ国でも反対すれば、効果的な措置をとることができない。そんな間隙を埋めるための有効な措置として存在するのが集団的自衛権なのである。

注1) 安全保障理事国

* 常任理事国（5カ国） アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国

* 非常任理事国（10カ国）

1年目 ベルギー、ドイツ、ドミニカ、インドネシア、南アフリカ

2年目 コートジボワール、赤道ギニア、クウェート、ペルー、ポーランド

注2) 拒否権

安全保障理事会では、実質事項について決議が有効となるには、理事国15カ国

のうち、常任国全てを含む9理事国の賛成を要する。大国一致の原則、つまり大国の反対により理事会決定の実効性が失われることを防ぐことを趣旨とするものであるが、逆に常任理事国のうち1国でも当該決議案に反対すれば他の全理事国が賛成しても否決される。これが国連安全保障理事会での拒否権である。

今日、北大西洋条約や、米州相互援助条約などの多国間条約をはじめ、米韓相互防衛条約、米フィリピン相互防衛条約などの2国間条約などが張りめぐらされ、自国防衛の用に供している。

平成27年8月23日
志雲会代表 有馬正能